

診療録の開示について

当院におきましては、厚生労働省「診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会」の答申した、「診療情報の提供等に関するガイドライン」に則り積極的に診療情報の提供を行っています。

▼開示を求めることができる方

- (1) 患者さんご本人 (2) 患者さんの法定代理人（成年後見人含む）
- (3) 任意後見人 (4) ご親族およびこれに準ずる方

◇患者さんご本人がお求めになる場合は、本人確認ができるものをご準備下さい。

A. 運転免許証 B. パスポート C. 健康保険証など

◇患者さんご本人以外の方がお求めになる場合は、下記1～3をご準備下さい。

1. 患者さんとの関係を証明する書類

例)法定代理人である旨の証明書類等または戸籍謄本等

2. お求めになられる方本人確認の書類

例)運転免許証またはパスポートまたは戸籍謄本等

3. 委任状

※患者さんや第三者の利益を損なう恐れがあるときは、開示を行えない場合がありますので、予めご了承ください

▼開示費用 （金額はすべて税込みです）

(1) カルテコピー料

白黒（A4版、A3版）片面1枚につき、50円

※原則として白黒コピーとなります。

(2) フィルムコピー料

電子媒体（CD-R）1枚につき、500円

(3) 開示に関する手数料、3,300円

▼その他

ご希望の方は、当院にお問い合わせください。